

大和市告示第8号

大和市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱を次のように定める。

令和8年1月19日

大和市長 古谷田 力

大和市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第27条の17の規定に基づき、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第57条の2第1項の高額療養費の支給の申請に係る手続を省略すること（以下「手続の簡素化」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 月間の高額療養費 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2の規定により支給される高額療養費をいう。
- (2) 年間の高額療養費 国民健康保険法施行令第29条の2の2の規定により支給される高額療養費をいう。

(対象者)

第3条 月間の高額療養費に係る手続の簡素化の対象者（以下「月間の対象者」という。）は、高額療養費に係る療養のあった月の初日において、当該療養があった世帯の世帯主（大和市国民健康保険税条例（昭和27年大和町条例第6号）第1条の規定により国民健康保険税を課される世帯主をいう。以下同じ。）であって、高額療養費の振込先が当該世帯主の名義の口座であるものとする。

2 年間の高額療養費に係る手続の簡素化の対象者（以下「年間の対象者」という。）は、毎年8月1日から翌年7月31日までの期間において高額療養費に係る療養があり、当該期間における保険者が本市であって、手続の簡素化による月間の高額療養費の振込を受けている世帯主とする。

(申請等)

第4条 対象者は、振込先金融機関口座を指定して省令第27条の16第1項の規定による月間の高額療養費の申請を行い、本市から当該口座の登録を受けることにより、当該登録の日が属する月の翌月以後の月間の高額療養費に係る手続の簡素化をすることができる。この場合において、当該対象者が年間の対象者に該当するときは、年間の高額療養費についても手続の簡素化をする

ことができるものとする。

(支給決定)

第5条 市長は、前条の規定により手続の簡素化をすることになった対象者が月間の高額療養費又は年間の高額療養費の支給の要件に該当した場合は、高額療養費の支給を決定し、当該対象者に通知するものとする。

(振込先金融機関口座の変更)

第6条 対象者は、第4条の規定により登録した振込先金融機関口座に変更が生じた場合は、遅滞なく、大和市国民健康保険高額療養費の振込先口座変更申出書により市長に申し出なければならぬものとする。

(手続の簡素化の停止)

第7条 市長は、対象者から大和市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化の停止申出書により申出があったときは、手続の簡素化を停止するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は手続の簡素化を停止することができる。この場合において、市長は、当該対象者が次の各号のいずれにも該当しなくなったと認めるときは、手続の簡素化を再開できるものとする。

- (1) 対象者の世帯に属する被保険者の資格に異動があり、対象者の要件を満たさなくなった場合
- (2) 指定された振込先金融機関口座に高額療養費を振り込むことができなくなった場合
- (3) 対象者が死亡した場合
- (4) 国民健康保険税の滞納がある場合
- (5) 偽りその他不正の手段により第4条の規定による口座の登録を受けた場合
- (6) その他市長が手続の簡素化が適当でないと認める場合

(情報通信の技術を利用する方法)

第8条 第6条及び前条第1項の手続は、大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大和市条例第25号）及び大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年大和市規則第61号）の規定の例により、同条例第3条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことできる。

(様式)

第9条 この要綱で使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月29日から施行する。

別表（第9条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市国民健康保険高額療養費の振込先口座変更申出書	第6条
第2号様式	大和市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化の停止申出書	第7条